

ひとり親家庭等の支援に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔通知日：令和8年7月31日 通知先：こども家庭庁、法務省〕

- 我が国のひとり親家庭等は約134万世帯。このうち母子世帯の就業率は約86%であり、年間就労収入は一般世帯に比べて低く、養育費の受給率も約28%と低い状況
- 国はひとり親家庭等に対して、子育てや就業等に関する各種支援を行っているが、これらの支援を「知らなかった」「手続きが分からなかった」という声もあり、その認知度や利用状況は総じて低い
- 本調査は、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な支援が届くための施策の検討に資することを目的として、ひとり親家庭等の「把握」「支援の周知」「相談対応」といった一連の流れについて、地方公共団体における取組状況を調査するとともに、ひとり親家庭等の意見を把握・聴取するためアンケートやインタビューを実施

📄 主な調査結果

👉 当省の主な意見

関係府省は以下の措置を講ずる必要

① 戸籍部門の取組事例の提供などにより、地方公共団体の戸籍部門とひとり親支援部門の連携強化を促すこと。

【こども家庭庁、法務省】

② SNS等の活用促進や情報掲載の工夫事例の提供などにより、地方公共団体の周知活動を支援するとともに、国のプラットフォームの掲載情報の充実を図ること。【こども家庭庁】

③ 土日・夜間対応といった工夫事例の提供などにより、地方公共団体の相談体制の整備を支援する一方、児童扶養手当の現況届について対面以外の方法による提出の周知や、電子申請の活用を促すこと。【こども家庭庁】

◎ 国の補助を受けて地方公共団体を実施する支援事業について、「需要はあるが知られていない」実態あり

- ・ 国の支援策のうち「ひとり親家庭等日常生活支援」「こどもの生活・学習支援」「母子・父子自立支援プログラム」「離婚前後家庭支援」の各事業について、当該事業を実施している市区町村に住むひとり親家庭等の認知度と利用希望を調査したところ、それぞれ半数以上が「まったく知らない」、そのうち3～4割程度が「知っていたら利用していた」と回答

① ひとり親家庭等の把握に工夫して取り組んでいる地方公共団体あり

- ・ いずれの地方公共団体も、児童扶養手当等の申請手続を通じて把握
- ・ さらに、離婚届により把握した情報を契機としてひとり親支援部門に誘導している事例や、受理通知（離婚届の提出を受けた際に本人確認ができなかった者に対する通知）に支援情報を同封している事例あり

② 必要な支援情報が届くよう、効果的な周知や掲載情報の工夫を求める声あり

- ・ 時間がないひとり親家庭等にとって、SNS等を活用したプッシュ型の周知を実施している地方公共団体では、周知に対する満足度が相対的に高い
- ・ 地方公共団体のホームページや国が運営するプラットフォーム「あなたの支え」において、こどもの年齢やライフステージ別の情報整理や、支援制度を実際に利用した体験談などの情報を求めるひとり親家庭等の声あり

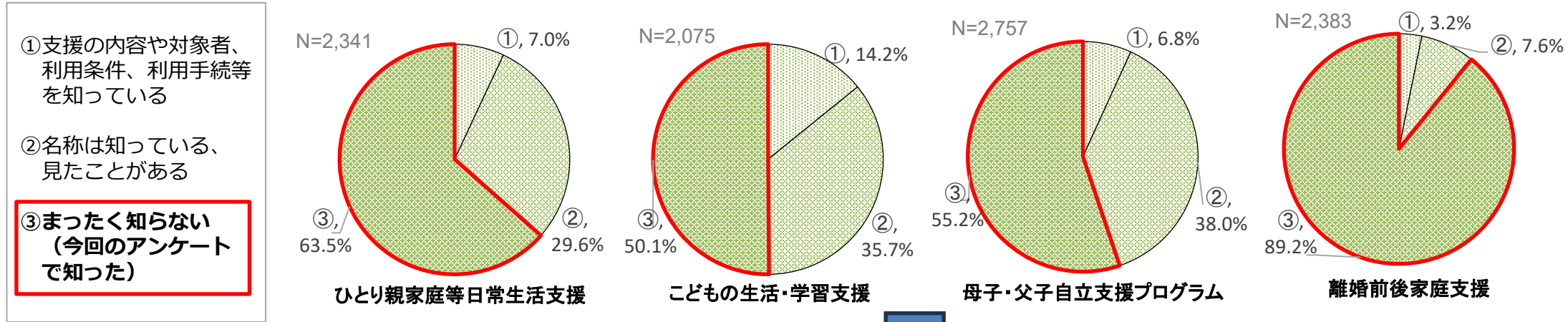
③ 相談対応や児童扶養手当の現況届について、利便性向上を求める声あり

- ・ ひとり親家庭等の意見では「土日・夜間でも相談できるようにしてほしい」が最も多く、土日・夜間対応を実施している地方公共団体では相談対応の満足度が相対的に高い
- ・ ひとり親家庭等の実情やニーズにかかわらず、児童扶養手当の現況届の提出を対面のみとしている地方公共団体あり（国の通知では対面以外での提出も可）。また、電子申請を希望するひとり親家庭等が半数以上

調査結果 ひとり親家庭等への支援の「認知度」と「利用希望」

認知度

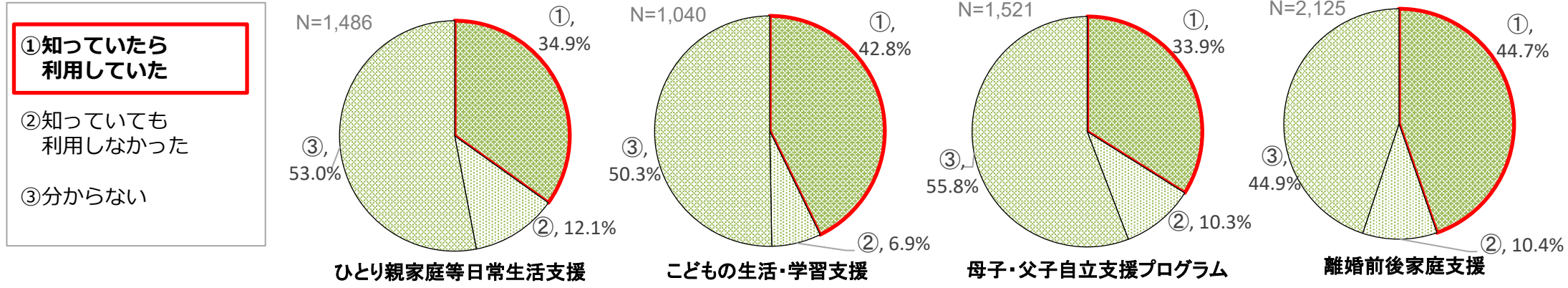
アンケート対象の23市区町村のうち、各事業を実施している市区町村に居住するひとり親家庭等に対し、
まず、当該事業を「知っていたか否か」（認知度）を聞いた結果、どの事業も半数以上が「まったく知らない」と回答



利用希望

「まったく知らない」と回答した者の**利用希望**（「知っていたら利用していたか」）をみると、どの事業も3～4割程度が「知っていたら利用していた」と回答

⇒ **いずれの事業も、「需要はあるが知られていない」実態あり**



(注) 1 ひとり親家庭等へのアンケート結果による。図中の「N」は有効回答者数を示している。
2 図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

調査結果① ひとり親家庭等の把握状況

背景・制度等

- ひとり親家庭等の把握に当たっては、本人からの各種申請がないと、把握することは困難
 - 地方公共団体における離婚届の交付時や受理時には、これらを所管する「戸籍部門」と「ひとり親支援部門」とが適切に連携することにより、これからひとり親家庭等となる（又はなったばかりの）者への早期の働き掛けが可能
 - 離婚届には、協議離婚時の親子交流（面会交流）や養育費の取決めを促進する観点から、**養育費等の取決めの有無をチェックする欄**あり
 - 離婚届を契機として、ひとり親家庭等と接する機会としては、離婚届の交付時や受理時のほかにも、届出を単独で提出しに来た場合、その場で本人確認できなかったもう一方の者に、**受理通知**を送付する機会あり
 - 国は令和3年2月、**地方公共団体の「戸籍部門」と「ひとり親支援部門」の連携**を促すため、法務省と厚生労働省（当時）からそれぞれ**事務連絡**を発出。その中で、支援を必要とするひとり親家庭等が戸籍窓口を訪れた際、ひとり親支援部門から相談員を派遣することやひとり親家庭等に対する積極的な情報提供などの連携方策を周知
- 令和8年3月には、離婚届の養育費等の取決めの有無のチェック欄を活用した支援について、こども家庭庁と法務省の連名で事務連絡を発出

主な調査結果

- **ひとり親家庭等の把握**に当たり、
 - ✓ いずれの地方公共団体でも、児童扶養手当等の本人からの申請を通じて把握
 - ⇔ 一方、ひとり親家庭等のうち、児童扶養手当を受給している者は6割程度（既存統計による試算）であり、**申請手続をしないひとり親家庭等を把握することは困難**

↓

当該把握の一環として、地方公共団体の**戸籍部門**における離婚届等の手続時に、ひとり親家庭等を早期に把握して、支援につなげることが重要！

- **早期に支援につなげる取組**として、離婚届の手続において、
 - ✓ **養育費等の取決めの有無のチェック欄**により、養育費の取決めをしていない者を把握した場合に、ひとり親支援部門で実施している**支援事業**を**戸籍部門**で案内している事例あり
 - ✓ 離婚届の**受理通知**送付の機会を活用して、**支援情報を同封**している事例あり



当省の意見

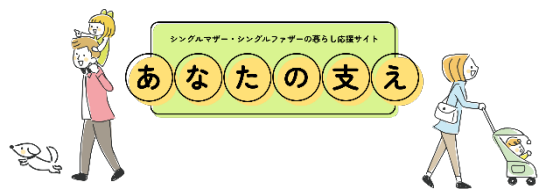
こども家庭庁及び法務省は、以下の措置を講ずる必要

- **離婚届の情報を契機とした支援への誘導や、離婚届の受理通知を送付する際の支援情報の同封**といった**戸籍部門**による取組事例の提供などにより、**戸籍部門とひとり親支援部門の一層の連携強化の促進**

調査結果② ひとり親家庭等に対する支援の周知状況

背景・制度等

- こども家庭庁は、「ひとり親家庭等就業・自立支援事業」により、**SNS等の活用など、ひとり親家庭等が接しやすい方法によって地方公共団体が情報発信**することを支援
- こども家庭庁は、ひとり親家庭等が利用できる支援等の情報が一目で分かる**プラットフォーム「あなたの支え」**を構築し、ひとり親家庭等が必要な情報に**アクセスしやすい環境**を整備
- こども家庭庁では「①子育て・生活支援」「②就業支援」「③養育費確保等支援」「④経済的支援」の4本柱により支援を推進
⇒ 今回は、柱①～③の中から、4事業（※）を選定し、実施状況等を調査
（※「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「こどもの生活・学習支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「離婚前後家庭支援事業」）



主な調査結果

- **周知の手段・媒体**について、
 - ✓ 広報誌やチラシ、パンフレット等の紙媒体、地方公共団体公式ホームページのほか、SNS（LINE等）、メールマガジン、アプリ等を用いた**プッシュ型の積極的な周知**を実施している事例あり
 - ✓ こうした**プッシュ型の積極的な周知**を実施している地方公共団体では、周知に対するひとり親家庭等の**満足度が相対的に高い**
- **掲載内容**について、こどもの年齢やライフステージ別の支援情報の整理や、支援を**実際に利用したひとり親家庭等の体験談**の掲載のほか、**プラットフォームの情報拡充**を求める声あり
- 調査対象4事業のうち「ひとり親家庭等日常生活支援事業」（※）は、実施体制が整わないとして**周知控えが発生**している地方公共団体あり
一方、当該事業につき、一般的な子育て支援策である「ファミリー・サポート・センター事業」との**連携**を模索している地方公共団体もあり



当省の意見

- こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要
- **SNS等の活用促進**や、支援情報の掲載に当たって**工夫した事例の提供等**により、地方公共団体の周知活動を支援
 - **プラットフォーム**について、地方公共団体が独自に実施する取組を含む支援情報や、**実際に支援を利用したひとり親家庭等の体験談・感想**などの**掲載情報の充実**を図るとともに、その周知に努める。
 - 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」について、地方公共団体による周知控えが発生していることを踏まえ、**事業の在り方を検討**

※ ひとり親家庭等が疾病などにより生活援助等が必要となった際に、ヘルパーを派遣するなど、生活の安定を図るもの

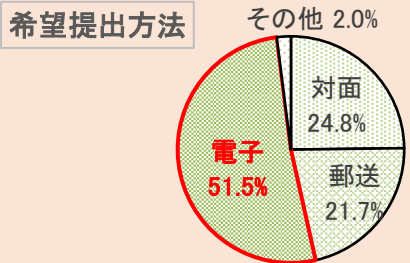
調査結果③ ひとり親家庭等に対する相談対応状況等

背景・制度等

- 「全国ひとり親世帯等調査」（こども家庭庁）では、市区町村福祉関係窓口の利用状況は母子世帯46.0%、父子世帯31.3%にとどまっており、**数ある制度からひとり親家庭等が必要な支援にたどり着くことができるかが課題**
こども家庭庁は「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」や「ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）」により、IT機器等の活用をはじめとした**相談機能強化**や、**相談支援体制の総合的な構築・強化**を支援
- **児童扶養手当**の受給に当たっては、毎年度、就労収入や養育費の受給状況等を地方公共団体に**現況届**として提出する必要がある、これについて、ひとり親家庭等が抱える課題を相談できる機会として、従来から**対面による提出**が求められてきたが、ひとり親家庭等の負担への配慮や、コロナ禍を経て、こども家庭庁は、**地方公共団体の判断で郵送や電子申請による手続を行うこととしても差し支えない旨**を周知

主な調査結果

- **相談対応**について、
 - ✓ アンケート・インタビューで改善点を聞いた結果、ひとり親家庭等からは、「**土日・夜間対応や、時間を問わないメール・チャットでの対応**」「**適切な相談員の育成・配置**」に関する回答が多かった。
 - ✓ **土日・夜間でも相談対応**を実施している地方公共団体では、実施していない地方公共団体に比べ、相談対応に対するひとり親家庭等の**満足度が相対的に高い**
- **児童扶養手当の現況届**について、
 - ✓ **全ての受給者に、一律に対面での提出を求める地方公共団体あり**
⇒ 一方、ひとり親家庭等から、対面での提出は負担だという声多数
 - ✓ **電子申請**が活用されているのは、調査対象28市区町村中3市区町村のみ
⇒ 一方、**半数以上のひとり親家庭等が電子申請での提出を希望**



当省の意見

こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要

- **相談対応**について、
 - ✓ **ワンストップ相談窓口の開設や土日・夜間対応**といった工夫事例の提供や、相談体制整備を支援する補助事業の活用促進などによる地方公共団体への支援
 - ✓ **母子・父子自立支援員向け研修の内容の充実**
- **児童扶養手当の現況届**について、
 - ✓ 一律に面談を必須とする必要はなく、**対面によらない柔軟な対応**を行っても差し支えない旨の地方公共団体への改めでの周知
 - ✓ 国における行政手続のオンライン申請化の動きも踏まえつつ、**必要な見直しを検討**するとともに、地方公共団体に対する**電子申請の一層の活用**の促進